

介護職員等処遇改善加算における「見える化要件」について

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。
この加算を受けるためには、下記の算定要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組みの見える化（公表）を行っていること

光風会では「介護職員処遇改善加算Ⅰ」及び「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」を取得しています。
賃金を含む介護職員等の処遇の改善を行うにあたり、処遇改善加算の算定状況や、処遇改善に関する具体的な取り組み内容について下記に公表致します。

- (1) 取得している加算
- 処遇改善加算Ⅰ
特定改善加算Ⅱ

(2) 賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み

	職場環境要件項目における当法人としての取り組み
資質の向上	○介護福祉士の資格取得を目指す職員に対する実務者研修受講支援（費用補助）など、資質向上に資する資格取得、研修受講について、受験料あるいは研修費の一部又は全部について費用補助を行っています。 ○研修日程に配慮した勤務シフトにするなど、職員が研修や講習を受けやすい環境を整える支援を行っています。
労働環境・処遇の改善	・介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っています。 ・介護浴槽、介護ベッドの導入による介護職員の腰痛対策を行っています。
その他	非正規職員から正規職員への転換制度。正規職員の要件を説明し正規職員への転換を奨励しています。